

公益財団法人岡山市ふれあい公社放課後児童クラブ運営管理システム導入・運用保守業務企画競争入札についての質問に対する回答書

NO.	交付資料	質問項目	内容	回答
1	1	見積書について	「③【様式2】見積書(1部)(正本:社名、代表者印(岡山市に届け出た使用印)のあるもの(副本:社名、代表者員のないもの)」について、副本の部数についての記載がありませんが、見積書は正本1部、副本10部との認識でよろしいでしょうか。」	見積書については正本1部、副本1部の提出をお願いします。
2	3	仕様書 4.システム内容 (1)機能要件	「①児童および保護者管理:年度毎に入所申込される利用者を登録管理する機能(決定通知書、診断書の連携機能を含む)」とありますか、単年度で利用者情報を入れ替えるという認識でよろしいでしょうか。その場合、過去の年度毎に利用者情報及び関連情報を保存管理するという認識でよろしいでしょうか。」	お見込みの通りです。
3	3	仕様書 4.システム内容 (1)機能要件 (2)、(3)、(5)、(6)	「財団指定様式」「財団および岡山市指定の請求および納付管理に関する帳票および集計表」とありますが、各帳票の様式(レイアウト)をお示しいただくことは可能でしょうか。」	一部お示しは可能です。(別紙1~3のとおり)ただし、今後様式については変更となる可能性があります。その他指定書式については契約締結後にお示します。
4	3	仕様書 11.物品の返還	賃貸借期間満了後の機器の引き取りについて、賃貸借期間満了後、貴財団にて機器を1ヶ所に集約いただき、その後、乙が集約場所から引き取るという認識でよろしいでしょうか。」	お見込みの通りです。
5	7	機能要件一覧表 項番「No53,54」	「児童票」と「児童台帳」は同一書類との認識でよろしいでしょうか。異なる場合は書式をお示しいただくことは可能でしょうか。」	同一書式です。
6	7	機能要件一覧表 項番「No69」	「点数計算のルール」とありますが具体的なルールをお示しいただくことは可能でしょうか。」	岡山市地域子育て支援課ウェブサイト (URL: https://www.city.okayama.jp/shisei/0000025613.html)掲載の利用ガイド18~19ページに記載されています。
7	7	機能要件一覧表 項番「No67,72~77,208~218」	「指定書式」とありますが、各指定書式(項目及びレイアウト)をお示しいただくことは可能でしょうか。」	一部お示しは可能です。(別紙4~22のとおり)ただし、今後様式については変更となる可能性があります。その他指定書式については契約締結後にお示します。
8	7	機能要件一覧表 項番 「No115,118,160,245」	「管理権限者指定の書式」とありますが、各指定の書式(項目及びレイアウト)をお示しいただくことは可能でしょうか。」	一部お示しは可能です。(別紙1~2および10~11のとおり)ただし、今後様式については変更となる可能性があります。その他指定書式については契約締結後にお示します。
9	7	機能要件一覧表 項番「No130」	「管理権限者が指定する書式で、年間・月間活動計画の入力、保存、編集、印刷ができること。」について、指定書式(項目及びレイアウト)をお示しだくことは可能でしょうか。」	一部お示しは可能です。(別紙23~25のとおり)ただし、今後様式については変更となる可能性があります。その他指定書式については契約締結後にお示します。

公益財団法人岡山市ふれあい公社放課後児童クラブ運営管理システム導入・運用保守業務企画競争入札についての質問に対する回答書

NO.	交付資料	質問項目	内容	回答
10	5	賃貸借契約書(案)	貴財団、受託事業者、リース会社による三者間契約とすることは可能でしょうか。三者間契約が不可の場合、受託事業者に代わり、受託事業者から賃貸借を委託されたリース会社を乙としてよろしいでしょうか。	三社契約、リース会社を乙とするのは原則不可。あくまでも契約の相手先(乙)は受託事業者(システム会社)を想定しています。ただし、支払先を受託事業者以外の業者(集金代行業者)に変更することは、契約書第35条に基づき協議することは可能です。
11	5	賃貸借契約書(案) 頭書 第2項 賃貸 借物件	「賃貸借物件 運営管理システム 一式」と記載されておりますが、別紙を添付するなどして、タブレットPCや二次元リーダーなど具体的に物件を明示していただくことは可能でしょうか。	仕様書2.調達範囲(2)システム利用に必要な機器の調達に記載されている機器の仕様を満たしていれば問題ありません。
12	5	賃貸借契約書(案) 第9条	保守については、別途保守料に関する契約を締結しますので、第9条を削除することは可能でしょうか。 もしくは、今回の賃貸借契約書においては適用外とする認識でよろしいでしょうか。	第9条については、仕様書2.調達範囲(2)システム利用に必要な機器の調達にかかる「標準保証期間」を示したものであり、第9条を削除することはできません。
13	9	別表1放課後児童 クラブ一覧表 機器の配置台数に ついて	各クラブに配置される機器の台数内訳をお示しいただくことは可能でしょうか。	岡山市地域子育て支援課ウェブサイト (URL: https://www.city.okayama.jp/shisei/0000025613.html)に掲載の利用ガイド2~3ページに記載されているクラス数が内訳になります。残り機器は子ども支援課事務局で保管いたします。

担当:子ども支援部子ども支援課
TEL:086-274-5161
FAX:086-274-5162